

相模原市監査委員公表第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年10月20日に実施した行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年12月2日

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 加藤明德

同 寺田弘子

1 監査対象事務

平成27年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について

2 監査の日程

平成28年8月9日から同年10月20日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成28年11月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(2) 市民税課の基幹連携システム保守委託について確認したところ、次のような不適正な事例が見られた。</p> <p>当該契約業務においては、特定個人情報の取扱いを含む一部の業務が第三者に再委託されることから、「相模原市個人情報取扱事務委託基準」に基づき、あらかじめ「個人情報保護等の取扱いに係る再委託許諾申請書」により、再委託先において講じられる特定個人情報の取扱いに係る安全管理措置等を確認し許諾することが必要であるにもかかわらず、誤って特定個人情報を含まない個人情報に係る業務を再委託する場合の「個人情報保護等の取扱いに係る再委託承認申請書」を提出するよう契約相手方に指示し、これを承認していた。</p> <p>個人番号(マイナンバー)は、行政の効率化のため複数の機関に存在する個人情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤となるもので、個人番号を含む個人情報である特定個人情報の取扱いには、当然のこととして厳格な保護措置が求め</p>	<p>平成28年8月9日から平成28年10月20日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>市民税課では、平成27年度の監査結果を受けて、契約事務に携わる職員への研修や契約案件ごとの契約事務手続きを明記した「契約事務進行チェックリスト」を作成し、複数の職員による確認体制の強化等を図り、再発防止に取り組んでまいりましたが、再び契約事務において不適正な処理を行ってしまいました。この責任の所在は、管理監督者をはじめ、契約事務に携わった職員にあり、監査の結果を極めて重く受け止めております。</p> <p>ご指摘のありました、特定個人情報の取扱いを含む業務の再委託に関する事務処理につきましては、「特定個人情報等を含む個人情報の取扱いに関する特記事項」の規定に基づき、改めて受注者から「個人情報等の取扱いに係る再委託許諾申請書」の提出を受け、再委託先において講じられる特定個人情</p>

られている。

地方税事務において平成29年1月から特定個人情報を取り扱う事務が本格化するに当たり、今後は委託業務を含め、特定個人情報に関する事務執行をする場合は、管理監督者をはじめ担当職員はその事務の重要性を十分認識するとともに、関係法令等を再確認し、適正かつ万全な体制で事務執行にあたられたい。

報の取扱いに係る安全管理措置等を確認のうえ、適切に処理をいたしました。

今回の不適切な事例は、管理監督者を含む市民税課職員全体で特定個人情報を取り扱う事務の重要性について認識が不足していたことに起因するものであることから、平成28年10月21日に所属長から全職員に対して特定個人情報に係る安全管理措置の徹底及び契約事務の適正な執行について訓示を行うとともに、10月28日及び31日に契約事務に携わる職員を対象とした研修を実施し、契約事務の重要性、契約締結に際して遵守すべき事項等について再確認を行いました。

また、11月16日及び17日に、市民税課においてマイナンバー制度について最も精通した職員から実務において恒常的に特定個人情報を取り扱う賦課班の職員を対象に、特定個人情報に関する事務執行について研修を実施し、関係法令や特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等について再確認を行いました。

さらに、今後の適正な事務執行に万全を期すため、総務省の主催により11月4日から実施されている「情報連携・セキュリティ対策に係るeラーニング研修（地方公共団体の職員向け）」を市民税課全職員が受講することといたしました。

今回の不適切な事例を踏まえての具体的な再発防止策といたしましては、「相模原市個人情報取扱事務委託基準」に定めのある個人情報の取扱いに係る様式の中に、手続き根拠となる条

項を明記するとともに、「契約事務進行チェックリスト」に特定個人情報の有無及び使用する様式をチェックする欄を追加することで、担当職員及び管理監督者の意識付けを行い、複数職員で確実にチェックができるよう見直しを行いました。

併せて、地方税事務におきましては、平成29年1月から特定個人情報の利用事務が本格化するに当たり、税務情報は秘匿性が高い情報であり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを各職員がしっかりと認識し、特定個人情報の漏えい等の事態が生じることのないよう、情報の適正管理に努めてまいります。